

平成 29 年度 第 1 回理事会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 29 年 4 月 24 日 (月) 午前 11 時 00 分～16 時 00 分

2. 場 所 岸記念体育館 5 階 505 号室

* 11:00～ グループ・ミーティング

代々木競技場 第 1 会議室

* 13:00～ 第 1 回理事会

3. 出席者 理事 18 名、監事 2 名

* 欠席：理事 1 名 野口省吾

監事 1 名 江野澤吉克

4. 陪 席 大江直之 (事務局長)、清水光一 (広島)

5. グループ・ミーティング (11:00～)

* 理事・監事を四班に分け、本日の理事会審議事項として用意されている

①今後の本部・地方公式の在り方について

②モデル定款について

について、各グループで意見集約。会議室移動後、13 時から理事会開催。

6. 議長挨拶

高橋議長より次の通り挨拶。

前回の理事会で継続審議とさせていただいた「本部・地方公式の在り方」、「モデル定款」について、午前中にグループ・ミーティングで協議いただいた。この 2 つの議案については、十分な時間をかけて検討していきたい。国体毎年開催への復帰を目標として、会員数の増加、女子会員の増加、若年層会員の増加を上げ、そのための手段・手法として国内ルール改正を上げ、モデル定款を整備することで地方協会の運営自治向上、本部との共通認識を明確化することが肝要。

過去の協会運営を振り返ると、本部や地方協会では我の強い輩が占拠、執

行したことでスポーツ団体としての存在が薄れ、協会改革が遅れた結果を猛省しなければならない。会員が仲良くし、協会運営の根幹である会員増加を推進することが第一であり、協会内争いを繰り返した結果、会員数の減少を招いたことを自覚しなければならない。

現在も、会員数の少ない地方協会ほど独善的な協会運営がなされ、次々に問題が生じる傾向が否めず、争いは何の利もなく疲弊するだけである。

ブロック代表理事の責務は、ブロック内の円滑化と地方協会の運営と本部の執務は相反する部分があることを理解しながら、ブロック内関係者へ齟齬が無いよう、丁寧に説明し理解を得ていただきたい。

また、年配の理事の方は、問題・課題を解消した協会を次世代へスムーズに移行することが責務であり、若い世代の理事は、年配を尊重し新しい試みを推進しながら、他の若い会員が執行部として活躍できる協会造りをお願いしたい。

今後の協会は、同じ過ちを繰り返してはならないことを念頭に置きながら、理事方々は協会運営執行責任者としての自覚を持ってその任にあたっていただき、監事方々は常に常識と良識を持ち、理事の活動を常時チェックいただきたい。

7. 議事録署名人

議長より、本理事会の議事録署名人は、定款第 42 条に基づき、議長である私と、出席監事 2 名となることを説明。

8. 3R 宣言の確認

増田委員長より次の通り説明。

昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言書」を理事会の冒頭で朗読させていただく。

(3R 宣言書 朗読)

9. 報告事項

(1) ISSF ミーティング

事務局長より次の通り報告説明。

去る 4 月 14 日（金）、東京五輪組織委員会、ISSF、日クレ、日ラ関係者出

席の下、会議が開催された。

◆スポーツマネージャーについて

スポーツマネージャーの従事予定は当初 2018 年からの予定であったが、IOC の意向により 1 年前倒しされることになり、各競技団体とも速やかな選任・委嘱作業～常勤化が進んでいる。

ISSF より、2016 年ロンドン五輪のスポーツマネージャーとして成功実績のあるピーター・アンダーヒル氏の推奨があり、NF の賛同を求め、日ラ・日クレ共に同意した。

ピーター氏より謝辞があり、今後、日クレ・日ラから各 1 名のサブマネージャーを据え、トライアングル方式が採用される。

会議上、高橋会長より、単にロンドン五輪のコピーではなく日本らしさを盛り込んだ大会運営コンセプト計画を早く打ち立てることを強く要請し、出席関係者の賛同を得た。

◆アジェンダ 20+20 について

IOC スポーツデパートメント（委託民間会社）のリサーチに基づき、オリンピック全実施競技の評価の見直しが行われ、クレー射撃ではダブルトラップ種目が存続不可となった他、ライフル伏射種目、日本がメダル獲得有望なピストル種目も不可となった。

ISSF において長い時間を掛けて導いた協議結果であり、各加盟国 NF の賛同願いたい旨説明。

また、アジェンダ 20+20 で定められた男女同比率をどこまで進められるか、東京五輪実施プログラムについて鋭意検討中であることも併せて説明。

（例：QP や参加選手数、撃ち数など）

議長より次の通り補足説明。

組織委員会発足前の招致委員会時より、日クレは五輪の日本開催を求め、協会上げて全面協力体制で臨んだ。しかし、開催決定から現在に至るまでの間、IOC-ISSF とのオリンピックに対する考えが当協会の当初の理解と齟齬があった。齟齬修正の結果、JOC-NF の立ち位置は、提案や選択、決定権を持たない下支えの団体であることを確認。

東京オリンピックの成功に向けた実働隊として、IOC や ISSF からの指示

をこなすことに徹底することが求められる。

そのために、サブマネージャーを日クレ・日ラ共々1名づつ選出し、スポーツマネジャー（ピーター氏）の指示に従い、円滑な従事活動の下支えをすることになる。

本日、陪席いただいている清水氏に当協会のサブマネージャーをお願いした結果、快諾をいただいた。清水氏は、年齢も若く語学にも精通しており、仕事柄東京にも居を構えている。非常に大役ではあるが、今回の東京五輪サブマネージャーには適任だと考え、理事各位の承認をお願いしたい。

（全員挙手により賛成）

東京五輪サブマネージャーとして承認された清水氏より謝辞があり、議長より、今後は、及川専務、渡辺委員長、佐藤委員長、菊本五輪担当理事に協力・支援いただき、清水氏を盛り立てるよう要請。

また、東京五輪における審査団や審判員を務める名誉は簡単に就任できるものではなく、現在、審判の職務につくことができるよう渡辺委員長、柏木副委員長が ISSF との交流を持ちながらワールドカップ等の国際大会へ派遣している旨を説明。

10. 審議事項

（1）今後の本部・地方公式の在り方について

事務局長より、午前中に初めての試みでありますグループ・ミーティングを行っていただいたので、各班の書記役が代表として意見集約結果を発表願いたい旨説明。

◆A班：渡辺副会長、細川常務理事（書記）、片岡理事、木村理事
生涯スポーツという観点から考慮し、国内は国体を頂点とした国内ルール、本部公式や全日本選手権は厳格な ISSF ルールの採用に賛成。
国内ルールをどのように取り扱うかについては、トラップ 70m程度、スキート 60m程度の飛行距離を緩和するのが良い。

◆B班：三浦副会長、佐藤常務理事、千葉常務理事、渡辺常務理事、
柏木理事（書記）

A班同様、国内ルールの採用に賛成。緩和するセット内容は飛行距離や角度やルール改正を含め、詳細は競技委員会で検討していただく。

◆C班：不老副会長、中園常務理事、本戸常務理事（書記）、井出理事、
相馬監事

国内ルールの採用に賛成。セット飛行距離だけでなく、地方公式の現状に合わせた運営、例えば、審判員は黙認されている方法（前ボードの選手が手伝う）を競技規則違反ではない扱いに変更する他、各地方協会の国体選手選抜の対象大会条件を、本部公認の公式を入れるなどの一部の共通化やブロック内の交流を図る為、他県の公式参加を一部義務化させるなど意見があった。

◆D班：及川専務理事、丸石常務理事、増田常務理事（書記）、菊本理事、
安田監事

国内ルールの採用に賛成。選手は命中しないと面白くないし、東京都協会の実例でも、参加選手は年齢にかかわらず楽しんでいる。

但し、ルールを緩和する際にスポーツ団体である本部の存在意義を考えると速度の緩和程度が良い。また、装弾条件の緩和（例：鉛散弾 28g）も意見があったが、メーカー事情や価格の面から難しい。

射撃レベル低下の要因の一つは、若い選手の育成が経験・知識が乏しい指導者の台頭で、正確な情報伝達や指導がなされておらず混迷していることがある。そのため、基本訓練が疎かになり、「トラック一杯分撃て」とか、「電信柱や丸太を抱くように撃て」など、理論的ではない抽象的な指導内容が報告されている。ISSF公認のDコーチの指導内容を公開することで、理論を伴った指導内容へ是正していくことも急務。

議長より次の通り説明。

今回の審議内容は、国内ルールに賛成・反対について審議するものではなく、時間をかけて協議・審議することが必要。

確かに各射撃場のスコアボードや CP チップの機能の事情、ルール変更後の混乱を防ぐために、あまり ISSF ルールと乖離した国内ルール制定は避けた方が良い。

私見としては、過去にセット内容の変更まで考えたこともあるが、飛行速度の緩和程度が良いと考える。当審議事項については、本日の理事会で結論を導く必要はないので、理事各位におかれでは、各地方協会の大会で緩和したルールで実際に大会を開催したり、飛行速度を減じたセットで体験したりすることで、今後はもう一步実感のある検討会にしたい。

また、本部公式については、品格ある大会運営や審判員育成に傾注すべきであり、ISSF の国際審判員はラッパも鳴らし方が違うという。所作にも品格があり、今後の本部公式の参考にしたい。

本年度から、私は団体と全日本選手権に限り大会会長を務めるが、それ以外の本部公式は、3 名の副会長にご協力いただき、本部公式の大会会長を務めていただく。大会会長は TD (テクニカル・デレゲート：技術代表) を兼任し、挨拶や品格、企画演出についてご活躍いただきたいので、理事会終了後、3 名の副会長で今年度の本部公式大会の担当を決めていただきたい。

佐藤競技委員長より、国内ルール設置の詳細については、競技委員会で今後検討したい。予算的な問題から、大々的に検討機会を設ける訳にはいかない。理事各位の協力の下、ルール変更によるテスト実射協力などの機会を設け、テストデーターを取り、理事会へ報告したい、と説明。

議長より、競技委員長の説明が適宜であり、国内ルールによるテストケースを行うべき。机上論だけでなく実際に撃ってみる、会員選手の意見を聴取するなどの積み重ねが必要であり、本件は次回の理事会へ継続審議とする旨説明。

(2) モデル定款について

事務局長より、第 1 号議案同様、各班の書記役が代表として意見集約結果を発表願いたい旨説明。

- ◆A班：渡辺副会長、細川常務理事（書記）、片岡理事、木村理事
モデル定款（原案）にある第1～7章を地方協会の定款に入れて網羅いただくことが円滑な本部と地方協会の運営に供する。
その他、不備な部分は「日本クレー射撃協会の定款に準ずる」と明記いただくことが良い。
- ◆B班：三浦副会長、佐藤常務理事、千葉常務理事、渡辺常務理事、
柏木理事（書記）
47都道府県協会の事情があり、各協会の定款レベルがバラバラであることが現状。モデル定款を押し付けるのではなく、見直しとして各地方協会にご参考願い、不適切な箇所を修正いただくことから始める。
- ◆C班：不老副会長、中園常務理事、本戸常務理事（書記）、井出理事、
相馬監事
法人化している地方協会と法人化していない地方協会があり、法人化どころか、定款を整備していない地方協会もある。
定款の無い協会や法人化していない協会は、定款設置・変更がし易いのでモデル定款に従って整備いただく。
法人化している協会は、モデル定款と現行定款を比較・確認していただき、不備な部分や二重記載されている場合は「本部に準ずる」とすることが良い。
- ◆D班：及川専務理事、丸石常務理事、増田常務理事（書記）、菊本理事、
安田監事
モデル定款（原案）は、定款と規則が混在している。定款と規則はモデルの位置付けでは分けるべき。もっとシンプルなモデル定款を作成し、細則を設け柔軟に対処し規則は規則で別にする方が良い。
また、「加盟団体規定に準ずる」と地方協会の定款に一文入れることで認識を再確認させる必要もある。

議長より次の通り説明。

3R宣言書記載の通り、「みんな仲良く」が重要。押し付けるような行為は

争いの元となるので慎むべき。グループ・ミーティングの結果を聞く限りでは、一部に争いを起こす可能性がある。

地方自治を醸成することがポイントであることを基本から外さないでいただきたい。当協会の加盟団体規定では、加盟団体は本部の定款や諸規定に準拠する会則を設ける旨が条文化されているが、地方協会の中には加盟団体規定の存在すら知らない者がいる。

モデル定款の作成の意義は、加盟団体である以上、加盟団体規定の遵守義務が存在し、本部の定款や諸規定に準拠する会則を設けていただく必要があるためにモデル定款が存在するという流れであり、各地方協会の団体自治は認めるが、入会・退会に関すること、処罰・処分に関すること、会長等役員の選出方法など、組織の骨子に関することはモデル定款を参考にしながら会則を整備いただくという意味である。

そのことをよく理解した上で、モデル定款の作成を進めていただきたい。

増田総務委員長より、次の通り説明。

前回の理事会で、私自身のモデル定款の意義の説明に配慮が無く、誤解を招くような発言をしたことに対してお詫び申し上げる。

その結果、会長の忠告をいただく運びとなってしまった。

グループ・ミーティングの結果を聞き、もっとシンプルで分かりやすく受け入れられるモデル定款にするために、原案を適宜修正させていただく。

議長より次の通り説明。

総務委員長は、次回の理事会までにグループ・ミーティングの書記役の理事と会議を持ち、モデル定款の原案修正をお願いしたい。次回の理事会前に、再度グループ・ミーティングを設け、修正された原案の検討を行う。詳細を十分検討後、理事会で審議するよう進めてほしい。本件は第1号議案同様、継続審議とする。

(3) 正会員の変更について

議案について事務局長より次の通り説明。

配布資料の通り、四つの地方協会より正会員の変更届が提出されている。

配布資料の中に「正会員の選出に関する規則」も添付してあるので、参考

いただきご審議願いたい。

なお、変更届が提出された正会員は4名共に当協会の普通会員であり、当該加盟団体の機関決定を経た旨の報告を受けている。機関決定を経た旨の議事録も添付されている。

井出理事より次の通り説明。

和歌山県協会は協会役員の若返りを図るため、新役員人事を田中氏に委任して人事の刷新を行うことを決定したが、付帯条件として正会員は現在のまま、任期満了までとの了解事項だった。このような議事録が本部に送付され、新しい正会員に変更願いが出されていることは承知していない。

また、意見をしようとすると年配の旧役員に対して、新年度の年会費をまず払えとか、中には旧役員に対して年会費を払ったら用はないので辞めていただいても構わないなど、常識を逸脱した言動があり困惑しているのが現状。

議長より次の通り説明。

井出理事の説明より前に、配布資料に添付されている議事録、すなわち機関決定書類は正当性のあるものとして評価できるのか？

議長の署名・捺印も無く、署名人2名の筆跡はどう見ても同一。他の協会についても、機関決定を経た旨を立証する議事録の体を成していない。

当協会は、過去に不備な書類の容認や不当な委任状集めなどが横行していた。このようなことが繰り返されることは容認できないので、提出書類に関して、まして理事を兼任する正会員の変更届は本部の登記事項の変更に直結する事案であり、慎重且つ厳格に行うべきである。

四名の正会員変更については、書類の不備があり到底容認できることではないため、本日の理事会では保留扱いとして、当該地方協会事務局へ正式な議事録の作成・提出をお願いしていただきたい。

提出後、再度審議を行いたい旨を議場に諮り、これを承認。

(全員挙手により賛成)

(4) 本部預かり会員について

議長より次の通り説明。

前回の理事会で、出席いただいた理事各位の認識に齟齬がある可能性が否めないので、再確認をする意味で議題として挙げさせていただいた。

兵庫県協会と富山県協会に、当該協会から除名処分を受けた会員が各 1 名いる。当初、同処分は双方とも、3R 宣言が総会で承認される前の事案であり、また、地方協会の団体自治を尊重しなければならない考え方を持っていた。

しかしながら、除名処分は会員選手にとって「死刑判決」と同意であることを鑑みれば、賛同できかねる。「モデル定款」においても、今後は地方協会の団体自治のみで除名処分を決めるとは認めない考えであるため、両地方協会に除名処分を撤回し、資格停止処分へ緩めていただくよう再考をお願い申し上げていた。

結果、両地方協会とも当該協会所属でなければ提案を受け入れる旨の回答をいただいた。「モデル定款」に従い地方協会の運営が成されれば、今後、除名処分が横行することは無くなるため、過渡期に生じた 2 名の除名処分については、当該協会と会員間の摩擦緩和のために「本部預り会員」措置を提案したい。

については、当該地方協会や会員に対して、「本部預り会員」措置を講じる提案を前提に話し合いの場を設け、しこりが残らないよう折衝にあたりたい。同折衝については、会長である私に一任いただき、当該会員が「本部預り会員」措置を拒否すれば致し方無いが、「本部預り会員」措置を提案することについて、理事各位にご了承願いたい。

(全員挙手により賛成)

(5) その他

◆強化事業の見直しについて

細川強化委員長より説明。

強化委員会では、ISSF アカデミーを主体とした強化戦略をこれまで行ってきた経緯があり、強化選手の要望を受け ISSF コーチ・アカデミーの総責任者であるケビン氏と、ケビン氏の信頼が厚く ISSF 専任コーチ卒業生のエミン氏の 2 名を、来る 6 月から日本へ招聘し、日本選手への技術的指導をお願いし、本人の内諾を得ている。

(* トランプ：ケビン氏、スキート：エミン氏)

その為、限られた予算を有効に活用するため、従来のスタッフ体制を一新し、3名体制（細川強化委員長、佐藤堅司副委員長、永島）に縮小。役員経費を抑えながら、外国人コーチ2名を年5回程度招聘する予定。

（全員挙手により賛成）

◆医科学委員会について

高橋議長より説明。

今後のISSF等上部団体との組織統一や連携を考慮し、従来の「医科学・アンチドーピング委員会」を改め、「医科学委員会」と改名したい。

現在、強化委員会の医科学担当でご活躍いただき、日体協公認スポーツドクターの資格を有する堂本氏を委員長に据え、ISSFとの相互交流や協力体制を構築いただきたい。

これまで委員長に就任されていた岩尾氏については、アンチドーピング担当としての職務を継続いただき、副委員長へ就任願いたい。

（全員挙手により賛成）

◆国体選手選考について

増田総務委員長より説明。

現在、地方協会で常識を逸した選手選考が為されている旨の相談を受けている。スポーツ団体としては、公正な選手選考が行われることが大前提であるため、国体選手選考についても何らかの基準・方針を本部で作成し、地方協会へ遵守いただくよう指導する必要がある。

「モデル定款」を再考するにあたり、国体選手選考も網羅する必要があると考える。

柏木理事・中園常務理事より意見。

協会会員以外の会員も多く在籍している現状で、現在の国体選手選考方法で問題は生じていない。

問題のある協会の影響で、問題のない協会まで巻き込まれることは避けいただきたい。

議長より説明。

地方協会の団体自治は尊重されるべきであり、何か問題が生ずれば各ブロック理事が問題解決にあたることが適宜。各地方協会や所属ブロック内の団体自治の範囲で問題解決を図っていただきたい。

次回、平成 29 年度第 2 回理事会は平成 29 年 5 月 29 日（月）開催。

12:00～グループ・ミーティング、13:00～理事会。

以 上